

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

大分県では、がんが昭和56年から死亡原因の第1位（全国でも昭和56年から第1位）となっており、令和3（2021）年では約4人に1人が、がんで亡くなっています。

がんは生涯のうちに2人に1人が罹^{かか}ると言われている身近な病気であり、県民の生命及び健康にとって、がん対策は最重要課題になっています。

また、がんは加齢により発症リスクが高まることから、高齢化が進行する本県では、がんの罹患率はさらに上昇していくと推測されます。

このような状況の中、国においては、がん対策の一層の推進を図るため、平成19年4月1日にがん対策基本法（以下「基本法」という。）を施行するとともに、がん対策の推進に関する基本的な計画として「がん対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。

この基本計画に基づき本県においても、「基本法」に基づき、がん対策の基本となる大分県がん対策推進計画（以下「県推進計画」という。）を平成20年3月に策定し、平成22年10月にはがん対策に関する具体的な行動目標や取組を定めたアクションプランを策定し、がん対策を推進してきました。

また、平成23年3月には、県議会において議員提案による大分県がん対策推進条例（以下「がん条例」という。）が制定され、県民の目線に立ったがん対策を総合的に推進することとなりました。

その後も、国の「基本計画」の改定に基づき、県においても平成25年3月、平成30年3月に「県推進計画」を改定し、がん対策を推進してきました。これまで、がん診療連携拠点病院の整備や緩和ケア提供体制の量的な整備等が図られるとともに、がんの75歳未満年齢調整死亡率も減少し、一定の成果を得ることができました。

昨年度、国において「第3期基本計画」策定から5年を経過したことから見直しが行われ、令和5年3月に新たな「基本計画」が閣議決定されました。これは、今後のがん対策の推進に関する基本的な方針を示すものです。

本県においても、この新たな「基本計画」に基づき、「がん条例」の趣旨を踏まえて、「県推進計画」を改定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「基本法」第12条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画であり、がん対策の一層の充実を図るため、本県におけるがん対策の基本方針として定めるものです。

また、本計画は、大分県がん対策推進条例、大分県医療計画、大分県健康増進計画「第三次生涯健康県おおいた21」等との調和を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

本計画の進捗状況を適切に把握し、管理するため、評価にあたっては、全体目標、分野別目標及び個別目標と各施策の関連性を明確にし、PDCAサイクルの実効性を確保するため、ロジックモデルを活用した科学的・総合的な評価を行います。

また、進捗状況については、大分県がん対策推進協議会に対して適宜報告するとともに、計画の推進に資する提言を求めます。

4 県民の視点に立ったがん対策の実施

「基本法」第2条第3号において「がん患者の意向を尊重したがん医療の提供体制の整備」について規定されており、がん対策の基本理念として、がん患者の立場に立ったがん対策の必要性が謳^{うた}われています。

また、大分県がん対策推進条例においても、県民の目線に立ったがん対策を総合的に推進することを目的としています。

そこで本県においても、がんと診断された時からの緩和ケアの実施、在宅医療の推進、がん患者の療養生活と就労の両立に向けた相談支援や情報提供など、がん患者を含む県民の視点に立ったがん対策を一層推進することとします。